

ひきこもりに対する実効性のある支援策を求めることについて

近畿部会提出

国は、「地域共生社会」を掲げ、ひきこもりや介護、困窮といった家庭の複合的な問題に対応するため、自治体の窓口を一本化し、「断らない支援」を進めようとしている。中でも昨年6月の改正社会福祉法によって、令和3年4月からは、市町村における包括的な支援体制の構築が規定されている。

現在地域で対応に苦慮している問題の一つがひきこもりである。

「社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている」と定義されるひきこもり状態の原因は、単一の疾患や障がいの概念ではなく、さまざまな要因が背景にある。

その数は、内閣府の調査では、15歳から64歳で約115万人と推計されている。

特に、昨今はひきこもり期間の長期化・高年齢化の傾向が強まり、親の高齢化による経済的困窮や、病気・介護等の複合的な困りごとを抱える家庭、いわゆる「8050」問題が表面化してきている。このような人たちの状態を放置すれば、当事者の生活の心配や家族の心労もさることながら、行政の扶助費は今後益々増加すると考えられる。

ひきこもりは、自己責任論と共に、就労に結びつけるという視点のみが強調されて、適応できなければさらなる孤立を招いており、当事者や家族が社会とつながりやすい仕組みの構築が不可欠である。

そのため、気軽に相談できる場として、2009年度からは、都道府県や指定都市にひきこもり地域支援センターが設置されたものの、専門スタッフや支援のノウハウは、まだまだ不足している状況である。

国は、支援主体を地方自治体に委ねるのであれば、体制整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助やしっかりとした予算的な配慮をして頂くようお願いする。